

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域医療課） 1
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………（地域福祉課） 1
○北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則……（子ども家庭支援課） 2

告 示

- 救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………（地域医療課） 3
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………（地域医療課） 3
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 4

規 則

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年10月 1 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第73号

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立診療所条例施行規則（昭和63年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表使用料の部に次のように加える。

後発医薬品のある先 発医薬品の処方等又 は調剤料	療担規則及び薬担規則並 びに療担基準に基づき厚 生労働大臣が定める揭示 事項等（平成18年厚生労 働省告示第107号。以下 「告示107号」という。） 第 1 の 1 の 3 に規定する 額に100分の110を乗じて 得た額	次に掲げる要件を満たす場合 に限る。 (1) 患者が後発医薬品（告 示107号第 1 の 1 の 3 に 規定する後発医薬品をい う。以下同じ。）のある 先発医薬品（告示107号 第 1 の 1 の 3 に規定する 先発医薬品をいう。以下 同じ。）の処方等又は調 剤を希望していること。 (2) 後発医薬品のある先発
--------------------------------	--	---

医薬品を処方等又は調剤
することに医療上必要が
あると認められる場合に
該当しないこと。

- (3) 診療所において後発医
薬品を提供することが困
難な場合に該当しないこ
と。
(4) 後発医薬品のある先発
医薬品の薬価が当該後発
医薬品の薬価を超えるこ
と。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年10月 1 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第74号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号及び第 7 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第31条の見出しを「（進学・就職準備給付金支給申請書）」に改め、同条中「進学準備給
付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職
準備給付金支給申請書」に改める。

第32条の見出しを「（進学・就職準備給付金決定調書等）」に改め、同条第 1 項中「進学
準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金決定調書」を「進学・
就職準備給付金決定調書」に改め、同条第 2 項中「進学準備給付金を」を「進学・就職準備
給付金を」に、「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支
給（不支給）決定通知書」に改める。

別記第57号様式 4 の事項中

「 就労自立給付金振込先 …………… 」を

「 就労自立給付金振込先

公金受取口座 ☐ 利用する ☐ 利用しない

…………… に改
(該当する☐にチェックを入れてください。)

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、下記に振込先を記入してください。」
め、

「※ この給付金については公金受取口座の登録制度が適用されないため、公金受取口座の登録をしている場合であっても振込先を記入してください。」を削る。

別記第58号様式中「最低給付額」を「基礎額」に改める。

別記第60号様式中「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備給付金支給申請書」に、「大学等に進学する者」を「進学する者又は就職する者」に、「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に改め、同様式2の事項中「大学等に進学する者」を「申請者」に改め、同様式3の事項中「進学先」を「進学・就職する先（大学等名、会社名等）」に、「学校名」を「名称」に改め、同様式4の事項中「進学後」を「進学・就職後」に、「大学等進学前」を「進学・就職前」に改め、同様式5の事項を次のように改める。

5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

別記第60号様式6の事項中

「 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。） 」を
「 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。） 」に改
公金受取口座 ☐ 利用する ☐ 利用しない
（該当する☐にチェックを入れてください。）

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、下記に振込先を記入してください。」め、

「※ この給付金については公金受取口座の登録制度が適用されないため、公金受取口座の登録をしている場合であっても振込先を記入してください。」を削り、同事項を同様式7の事項とし、同様式5の事項の次に次の1事項を加える。

6 関係書類

(1) 進学の場合

ア 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか

(ア) 入学金を納付したことを証明する書類の写し

(イ) 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し

(ウ) 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

ウ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

ア 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか

(ア) 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等

(イ) 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し

(ウ) その他確実に就職先に就職することを証する書類

イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

別記第61号様式中「進学準備給付金決定調書」を「進学・就職準備給付金決定調書」に、「進学準備給付金決定伺」を「進学・就職準備給付金決定伺」に、「進学準備給付金決定欄」を「進学・就職準備給付金決定欄」に改め、「進学先」の次に「又は就職先」を、「進学後」の次に「又は就職後」を加える。

別記第62号様式（表面）中「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に改め、同様式（裏面）（備考）(4)の事項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則別記第57号様式又は別記第60号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の生活保護法施行細則別記第57号様式及び別記第60号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第75号

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表使用料の部に次のように加える。

後発医薬品のある先 発医薬品の処方等又	療担規則及び薬担規則並 びに療担基準に基づき厚	次に掲げる要件を満たす場合 に限る。
------------------------	----------------------------	-----------------------

は調剤料		生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「告示107号」という。）第1の1の3に規定する額に100分の110を乗じて得た額	(1) 患者（センターにおいて障害児入所支援又は短期入所を受ける者（以下「利用者」という。）を除く。）が後発医薬品（告示107号第1の1の3に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）のある先発医薬品（告示107号第1の1の3に規定する先発医薬品をいう。以下同じ。）の処方等又は調剤を希望していること。 (2) 後発医薬品のある先発医薬品を処方等又は調剤することに医療上必要があると認められる場合に該当しないこと。 (3) センターにおいて後発医薬品を提供することが困難な場合に該当しないこと。 (4) 後発医薬品のある先発医薬品の薬価が当該後発医薬品の薬価を超えること。		北海道知事 鈴木直道	
第4条第1項中「センターにおいて障害児入所支援又は短期入所を受ける者（次条において「」及び「」という。）」を削る。			令和6年10月1日			
附 則			北海道知事 鈴木直道			
この規則は、公布の日から施行する。			札幌市の項 J R札幌病院の事項、同項 J A北海道厚生連札幌厚生病院の事項、同項医療法人菊郷会札幌センチュリー病院の事項、同項社会医療法人恵佑会札幌病院の事項、同項社会医療法人医仁会中村記念南病院の事項、同項自衛隊札幌病院の事項、同項医療法人徳洲会札幌徳洲会病院の事項及び同項医療法人秀友会札幌秀友会病院の事項中「令和 6. 9.30」を「令和 9. 9.30」に改める。			
			函館市の項市立函館病院の事項中「令和 6. 9.30」を「令和 9. 9.30」に改め、同項社会医療法人高橋病院の事項中「函館市元町32番18号 令和 8. 1.31」を「函館市時任町1番2号 令和 9. 9.30」に改め、同項独立行政法人国立病院機構函館病院の事項中「独立行政法人国立病院機構函館病院」を「独立行政法人国立病院機構函館医療センター」に改める。			
			小樽市の項医療法人ひまわり会札幌病院の事項中「令和 6. 9.30」を「令和 9. 9.30」に改める。			
			旭川市の項 J A北海道厚生連旭川厚生病院の事項及び道北勤医協一条通病院の事項中「令和 6. 9.30」を「令和 9. 9.30」に改め、同項医療法人社団博彰会佐野病院の事項中「医療法人社団博彰会佐野病院」を「医療法人社団博彰会旭川記念病院」に改め、同項医療法人社団慶友会吉田病院の事項中「令和 6. 9.30」を「令和 9. 9.30」に改める。			
			北見市の項社会医療法人明生会道東の森総合病院の事項中「令和 6. 9.30」を「令和 9. 9.30」に改める。			
			網走市の項医療法人讃生会こが病院の事項中「医療法人讃生会こが病院」を「医療法人讃生会網走記念病院」に改め、「令和 6. 9.30」を「令和 9. 9.30」に改める。			
			苫小牧市の項苫小牧市立病院の事項中「令和 6. 9.30」を「令和 9. 9.30」に改める。			
			紋別市の項「医療法人社団耕仁会曽我クリニック」の事項中「令和 9. 3.31」を「令和 9. 5.31」に改める。			
			恵庭市の項恵庭第一病院の事項中「令和 6. 9.30」を「令和 9. 9.30」に改める。			
			美深町の項、礼文町の項、小清水町の項及び湧別町の項中「令和 6. 9.30」を「令			

和 9. 9.30」に改める。
洞爺湖町の項医療法人社団洞仁会洞爺温泉病院の事項中「令和 6. 9.30」を「令和 9. 9.30」に改める。

北海道告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和 6 年10月 2 日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して 6 か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和 6 年10月 1 日

北海道知事 鈴 木 直 道

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
鶴 城	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局のウェブサイト
東岩山西入 同		同